

ビジネスと人権

経営層および人事・法務等の実務担当者向けセミナー

参加無料
事前申込

今、企業等に求められている人権の取組の重要性を人事・組織運営に関わる管理職や人事担当者として考える機会にしていきたいと思っています。

2025年 **11**月**19**日(水)

時 間 13:30～15:00 (受付開始 13:00～)

対象者 人事・組織運営に関わる管理職および人事担当者

募集人数 先着60名 (要事前申込)

会 場 島根県立男女共同参画センター あすてらす 3階研修室 1、2
住所：大田市大田町大田イ236-4 電話：0854-84-5500

申込方法 裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAXを送信していただくか、しまね電子申請サービスからお申し込みください

講師

いむら ひろゆき

井村浩之 さん

東京人権啓発企業連絡会 啓発委員
三菱UFJ信託銀行株式会社
人事部人権啓発推進室
人権啓発専門員

《プロフィール》

大阪大学経済学部卒

東洋信託銀行(株) (現 三菱UFJ信託銀行(株)) 1984年入社

与信企画部、総合リスク管理部、信用リスク統括部、リテール受託業務部
各統括マネージャー、他各本部、各支店勤務等を経て2015年より現職

※1989～91年に内閣府経済企画庁に出向

「ビジネスと人権」とは

経済活動のグローバル化が進む今、企業の活動が環境や社会、私たちの暮らしに大きな影響を与えるようになっていきます。企業が利益を優先しすぎるあまり、環境汚染や健康被害、虚偽表示、個人情報の漏えいといった問題が起こったり、海外では強制労働や児童労働、自然破壊など深刻な人権侵害が報告されたりすることも増えています。こうした問題に対応するため、企業には、環境への配慮や人権を尊重する姿勢がますます強く求められるようになっていきます。

そのような背景のもと、2011年に国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を採択しました。この指導原則は、以下の3つを柱としています。

- ▷国には、人権を守る責任があること
- ▷企業には、人権を尊重する責任があること
- ▷被害を受けた人が救済を受けられる仕組みが必要であること

日本でもこれを受けて、2020年に「ビジネスと人権」に関する国の行動計画(NAP)、2022年には企業向けのガイドラインが策定されました。この研修では、こうした流れを踏まえ、企業や団体としてどのように「人権」に向き合い、取り組むべきかをわかりやすくお話していただきます。

お問
合せ

大田市役所総務部

人権推進課

☎0854-83-8038

大田市大田町大田口1111

お申
込み

▼FAXまたはしまね電子申請サービスから
お申込みください



0854-83-8206



<https://ttzk.graffer.jp/city-oda/smart-apply/surveys-alias/jinken01>



「ビジネスと人権」申込書

申込書にご記入のうえ、FAXでお送りください。しまね電子申請サービスからもお申込みいただけます。

FAX：0854-83-8206

URL：<https://ttzk.graffer.jp/city-oda/smart-apply/surveys-alias/jinken01>



締切日：2025年10月31日（金）

申込日

年

月

日

事業所名			
ご住所	〒 -		
業種			
TEL	— —		
FAX	— —		
参加者	氏名		
	所属・役職		
	氏名		
	所属・役職		

事前質問（ご質問がございましたらご記入ください）

※ご記入いただいた個人情報は、上記の利用目的のみに使用し、第三者に提供することはありません。